

# 難民・補完的保護認定者への日本語・就労支援等に関する提言

2023年12月5日

政府による補完的保護の導入及び日本語教育基本法に基づく外国人への日本語教育制度の改革が進む中、難民条約に基づく難民認定者及び補完的保護認定者への日本語教育及び就労支援等に関して、以下の通り提言します。

## 1. 従来の枠組み（572時間）に捕らわれない日本語教育機会の提供

- 従来の572時間の日本語教育に加え、就労や進学等目的別に、無償または支払い可能な授業料による、最大1200時間程度の質の保証された日本語教育機会の提供をお願いします。  
例：RHQによる希望者への中級レベル授業提供、日本語学校授業料補助等

## 2. 就労・生活のためのケースワークの導入

- 自力で就労・自立に至ることが困難な難民・補完的保護認定者のために、6か月間のRHQ支援期間終了後のケースワークの導入・実施をお願いします。  
例：就労伴走、子どもの教育・保健医療等に関する相談・支援

## 3. 条約難民・補完的保護認定者への以上支援の制度化

- 近年認定者が増加した条約難民で、従来の572時間の日本語教育とハローワークによる就労支援のみでは、就労に至らず困窮する人々が出ています。
- 今後同内容の支援を受けると想定される補完的保護認定者も、同じ状況に陥ることを未然に防ぐため、条約難民・補完的保護の認定者への支援として、以上の制度的な対応をお願いします。